

兵庫県環境審議会自然環境部会（令和3年度第3回） 会議録

日 時 令和4年1月26日（水）
午後1時00分開会
午後2時20分閉会

場 所 兵庫県中央労働センター 視聴覚室

議 題 (1)第2回部会での主な意見と対応方針
(2)パブリック・コメント手続で提出された意見等の概要とこれに対する考え方
(3)県立自然公園における景観の保護及び生物多様性の確保と適正利用の促進について
(4)「県立自然公園における景観の保護及び生物多様性の確保と適正利用の促進について」答申（案）

出 席 者 副 会 長・部会長 中瀬 勲
委 員 高橋 晃 委 員 與語 信也
委 員 服部 保 委 員 突々 淳
委 員 築山 佳永

欠 席 者 会 長 鈴木 胖 委 員 角田 昌二郎
委 員 木築 基弘 委 員 太田 英利
委 員 角野 康郎

説明のために出席した者の職氏名

農政環境部環境部長	遠藤 英二	環境創造局長	橋本 正人
自然環境課長	芳中 正明	自然環境課副課長	野竿 拓哉
自然環境課主幹	乳原 正文	その他関係職員	

会議の概要

開会（午後1時00分）

議事 (1)第2回部会での主な意見と対応方針
(2)パブリック・コメント手続で提出された意見等の概要とこれに対する考え方
(3)県立自然公園における景観の保護及び生物多様性の確保と適正利用の促進について
事務局より資料1、2、3、参考資料1、2、3の説明の後、以下のとおり意見があった。

(中瀬部会長)

参考資料2の「風景」の解釈について、事務局はよく勉強をされただろうが、まだ分かりづらいものである。多種の概念が混ざり合い定義が難しいが、当面はこのままでよいのではないかと考えている。

(事務局)

環境省にも問い合わせを行ったが、明確な回答が返ってこなかった。当面はこの解釈で運用していきたい。

(服部委員)

参考資料3の土地の形状変更を原則禁止する基準として、文化財保護法等の指定を挙げているが、文化財保護法自体で保護できるのではないかと考える。そう考えれば、レッドデータAランクのままでも良かったのかもしれない。

(事務局)

クリンソウのように行為をする時に規制がかかるものだけが指定されているということでもないので、法関係が明確な、文化財保護法、文化財保護条例の指定とした。2重の規制になる可能性もあるとは考えている。また、前回指摘のあった、法的根拠のある指定という部分も考慮した。

(服部委員)

文化財保護法等に基づいていけば、きちんと保護できると考える。

「(6)野生動物の生息又は生育上その他風景の保護上重大な支障を及ぼすおそれがあること」という文面は、レッドリストを想定しているのか。

(事務局)

事前の環境調査の際、レッドリストAランクであれば、保護するのか移植するのかを求めている。普通地域内で開発を行う場合、注意しなければならないポイントとなると考えている。

(中瀬部会長)

文化財保護法等の指定でないものについても、この文書を基に注意を払っていただきたい。

(服部委員)

同様の考え方であれば、環境の保全と創造に関する条例に基づく指定地も記載すべきではないかと考えている。次回改定時でも検討してほしい。

(築山委員)

参考資料1の土地の形状変更の環境調査の対象の想定について、治山工事があるが、治山工事は対象が拡大されるのか。

(事務局)

基本的に、災害復旧工事は対象外となっている。しかし、堰堤工事は対象とはならないが、法面工事の新設の場合、1ha以上の大規模なものについては、従来から対象であり、その都度都度協議することとなる。

(中瀬部会長)

法面工法については近年、新しい工法ができています。コンクリート吹き付けではなく、杭式のものが発展するのではなかろうか。

(高橋委員)

おおむね理解できたが、参考3の③禁止の基準があいまいで分かりづらい。

「(6)野生動物の生息又は生育上その他風景の保護上重大な支障を及ぼすおそれがあること」、「(7)イ野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域」とあるが、特定したわかりやすい文言としていただきたい。

(事務局)

事務局内でも実効性について議論し、結果としてこの表現となった。今後運用していくなかで、実例を踏まえながら明確化していく。

(中瀬部会長)

広く捉えられる書き方にも一定の意義はある。

(服部委員)

同じく、禁止の基準となる(7)のア、イ、ウ、エはどこにかかってくるのか。

(事務局)

「植生の困難な地域等(次に掲げる地域であって、・・・)」の「次に掲げる地域」にかかっており、その中で後述の「天然記念物が指定されているもの」といった読み方をします。

(服部委員)

分かりにくいので、「次に掲げる」を「ア、イ、ウ、エに掲げる」としてはどうか。

(事務局)

そのように修正する。

(服部委員)

川西市指定の天然記念物のリストに、去年追加された新しいものが2箇所抜けている。

(事務局)

本リストは県立自然公園区域内のものである。改めて最新のものを確認する。

(與語委員)

普通地域は届出ということだが、これまでに条例に基づき、禁止した行為はあるのか。

(事務局)

禁止した事例はない。今までは基準がなく、今回基準を明確化した。

(與語委員)

禁止する前に指導等の段階を踏むのだろうが、場合によっては、禁止の処分性があると見られ、その場合、訴訟の対象になる。今回、基準が策定されたことで、双方、争点が絞られ争いやすくなると考えられる。

議事 (4)「県立自然公園における景観の保護及び生物多様性の確保と適正利用の促進について」答申(案)

事務局より、資料4の説明があり、以下の意見があった。

(中瀬部会長)

記1 2行目から3行目にかけて“の”が多い。「生物の多様性」を「生物多様性」としてはどうか。

(與語委員)

「環境面での対策の強化すること」を「環境面での対策を強化すること」にしてはどうか。

(中瀬部会長)

出た意見で修正を行うように願います。

この内容で、この部会の答申をさせていただく。

閉会(午後2時20分)